

## 小松島市から転出される方へ

新住所での転入届には } } が必要です。

1. 転出証明書
2. 認印
3. 身分証明書（免許証等）
4. マイナンバーカード（お持ちの方）

転入届は、新しい住所に住み始めてから14日以内に新住所の市町村で手続きをしてください。（正当な理由なく届出をしないときには過料に処せられることがありますのでご注意ください。）

もし、都合により転出をとりやめたときには必ず「転出証明書」と認印を持参して小松島市で転出取消の手続きをしてください。

### ※次の資格をお持ちの方等は下記の手続きが必要です※

対象となる方	小松島市での手続き	新住所地での手続き (詳しい内容は転入先に確認してください)	場 所	担当課
印鑑登録している方	カードをお返しく下さい。	必要な方は転入後、本人確認書類等必要な書類を持参して手続きをしてください。	市役所1階 ①番窓口	戸籍住民課 ☎ 32-2112
電子証明書の交付を受けている方	自動的に失効します。			
マイナンバーカードまたは住基カードの交付を受けている方	引き続き利用できます。			
老人等バス無料優待証の交付を受けている方	優待証及び利用券をお返しく下さい。	転入先に、ご確認ください。	市役所1階 ②番窓口	市民環境課 ☎ 32-2132
自動通話録音装置の貸与を受けている方	自動通話録音装置をお返しく下さい。			
国民健康保険に加入されている方	国保証及び各認定証、世帯主と転出される方のマイナンバー・窓口に来られる方の運転免許証等本人確認書類をご持参のうえ、資格喪失の手続きを行ってください。	新たに加入手続きをしてください。また、所得証明書等が必要な場合があります。	市役所1階 ⑤番窓口	保険年金課 国保担当 ☎ 32-2113
後期高齢者医療に加入されている方	被保険者証・各認定証をお返しく下さい。 県外に転出する場合は「負担区分証明書」、「認定証明書」の交付申請を行ってください。 ※申請には、マイナンバーと窓口に来られる方の本人確認書類が必要となります。	県外転出の方は、負担区分証明書を担当課窓口へ提出してください。 障害認定・特定疾病の認定を受けている方は、認定証明書も必要です。 小松島市で交付を受け、転入先の担当窓口へ提出してください。	市役所1階 ④番窓口	保険年金課 医療担当 ☎ 32-4120
子どもはぐみ・ひとり親家庭等・重度心身障害者等医療を受給されている方	各医療費受給者証・認定書をお返しく下さい。	転入先に、ご確認ください。		

対象となる方	小松島市での手続き	新住所地での手続き (詳しい内容は転入先に確認してください)	場 所	担当課
原動機付自転車・小型特殊自動車を所有されている方	廃車の手続きをしてください。 (※所有者・使用者の住所・氏名・生年月日・電話番号の情報、ナンバープレート、窓口に來られる方の本人確認書類が必要)	新たに登録の手続きをしてください。	市役所1階 税務課内	税務課 諸税担当 ☎ 32-3845
市営住宅入居者	同居者異動届・明け渡し手続き等を行ってください。	特に、手続きは必要ありません。	市役所2階	住宅課 ☎ 32-2120
介護保険被保険者の方	①被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証をお返しください。 ②要介護認定申請中の方、要介護認定を受けられている方でマイナンバーをお持ちでない方は、受給資格証明書をお受け取りください。	要介護認定申請中の方、要介護認定を受けられている方は、受給資格証明書、またはマイナンバーと本人確認書類等必要書類を持って、担当窓口で手続きをしてください。	市役所1階 ⑦番窓口	介護福祉課 ☎ 32-3507
児童手当を受給されている方	児童手当受給事由消滅の手続きをしてください。	転入先において、新たに申請をしなければ、手当を受取ることはできません。手続きには書類の添付が必要ですので、転入先に、ご確認ください。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 子ども家庭支援室 ☎ 32-2114
児童扶養手当を受給されている方	住所変更等の手続きを行ってください。手当証書が必要です。	転入先に、ご確認ください。		
とくしま在宅育児応援クーポン	県内異動の場合：本市でサービス利用料の請求(償還払い)手続きをし、転出先で新たなクーポンに引き換えてください(転出後は小松島市のクーポン利用はできません)。		市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 子ども・子育て支援担当 ☎ 32-2114
保育所(園)・認定こども園・幼稚園に入所・入園しているお子様がいる方	退所の手続きを行ってください。 (ただし、小松島市の保育施設を引き続き利用希望される方は施設の空き状況を確認してください。1号の場合、学校課へ。2・3号の場合、児童福祉課へ。) 小新1年生は教育委員会学校課へご一報ください。	転入先に、ご確認ください。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 保育所担当 ☎ 32-3818
小松島市の小・中学校にお子様がいる方	教育委員会学校課へ連絡の上、必要な手続きをお取りください。 転校される方は学校にも届出て、 ①在学証明書 ②教科用図書給与証明書を受け取ってください。	転校される方は、転入届の後、前就学校の在学証明書等を持参し、転入先の市町村教育委員会の指示を受けてください。		教育委員会学校課 ☎ 32-3811 [住所]小松島町字新港9番地の19
ごみ収集	転出されるまでに、ごみ収集の中止をご連絡ください。 粗大ごみ・多量のごみは、月～金曜日(祝日を除く)の午後3時から午後4時30分までに、環境衛生センターに持ち込むか、市の許可を受けた業者に処理を依頼してください。(有料)			環境衛生センター ☎ 32-8290 [住所]芝生町字花谷3番地
水道をご使用されている方	使用中止の届けをしてください。 (お客様番号、使用場所、契約者名、連絡先、使用中止日、転出先住所、精算方法をご連絡ください。)	転入先の水道課へお申し込みください。		水道部 ☎ 32-6188 ☎ 33-2207 [住所]田浦町字中西103番